

令和5年5月2日

本校保護者様

福島県立好間高等学校長

5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について（お願い）

このことについて、文部科学省及び県教育委員会から学校における対応についての通知がありました。

つきましては、令和5年5月8日（月）以降の対応を下記のとおりとしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 感染した場合の出席停止期間について

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとなります。また、無症状の感染の場合には、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

なお、濃厚接触者の特定は行われなことになるので、新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった場合でも感染が確認されていない場合は、出席停止の扱いにはなりません。

2 感染防止対策について

- ① 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養してください（欠席扱いとなります）。
- ② 学校においては、可能な限り十分な換気を確保します。
- ③ 外から教室に入る時やトイレの後、昼食等の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いについて指導します。
- ④ 感染リスクが比較的高い活動に当たっては、活動場面に応じて、身体的距離の確保や、対面、大声での発声や会話を控えるなどの指導を行う場合があります。

3 その他の感染状況に応じた措置について

感染不安を理由に欠席する場合で、学校と県教育委員会や保健所等の関係機関及び学校医との協議により合理的であると判断された場合には、出席停止として扱うこともあります。

また、学校内での感染状況により、インフルエンザにおける対応と同様に、臨時休業の措置を検討する場合があります。